

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成27年第1回定例会

平成27年3月30日

## 高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成27年3月30日（月）午後2時40分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

### 1 出席議員 15名

伊田雅彦君	加藤陽子君
安藤多恵子君	守谷浩一君
松本春男君	藤澤菊枝君
青柳 慎君	松本正幸君
綱嶋洋一君	山口良樹君
山田晴義君	日吉弘子君
池田徳晴君	久保田英賢君
沖永明久君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程3 議案第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）

日程4 議案第2号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計予算

### 4 説明のため出席した者 11名

組合長 内野 優	専任参事 芳賀 順一
副組合長 笠間 城治郎	施設課長兼建設推進室長 小野沢 直仁
副組合長 遠藤 三紀夫	施設課長補佐 守屋 昌治
会計管理者 山口 朝生	総務課長補佐 鈴木 茂
事務局長 加藤 嘉之	総務課建設推進室主幹 吉川 浩
次 長 清水 孝之	

5 出席した事務局職員 4名

総務課総務係長 二見 宏 二                      総務課主査 亀岡 幸治  
総務課主査 上田 裕法                      総務課主査 黒沼 善一

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所  
速記士 大場 久美子

7 会議の状況 (午後2時40分 開会)

◎議長（伊田雅彦君） 皆様、改めましてこんにちは。ただいまの出席議員は15名で全員であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成27年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 平成27年3月定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中、平成27年第1回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。3月23日、東京、横浜で桜の開花宣言があつてから1週間、桜も満開となり、本格的な春の訪れを感じる時期となりました。先日のニュースによりますと、今年の春闘では、主要企業が相次いで昨年以上の賃上げ実施を回答したとのことであります。企業の業績も上向きになり、経済の好循環を実現するには賃上げが必要との認識が、経営者側に浸透してきたのかもしれませんが、しかし、中小企業や非正規の社員にも賃上げが広がってこそ、まさに景気回復が実感できるのではないかと思います。日本経済の春を待ち望むところであります。

さて、本組合におきまして、今年度、最重要課題でありましたごみ処理施設等の受注業者につきましては、去る3月19日、正副組合長による管理者会議を開き、三菱重工業環境・化学エンジニアリング株式会社グループに決定したところであります。今後は、受注者と良好なパートナーシップを構築し、安全・安心な

循環型社会形成に寄与するごみ処理施設となるように努めてまいります。そのため、受注者に対して、これからの設計・建設及び運営期間を通して、要求水準書に記載された事項はもとより、事業提案にあった内容を具現化するように協議検討を重ねてまいります。また、地元の皆様の期待にお応えできる施設づくりをしてまいります。

なお、受注業者と正式契約に向けて話し合いを進めてまいります。一方で、工事費用として防衛省交付金と環境省補助金を申請するために、それらの内示や交付決定が必要となることから、それらを待って、6月臨時議会に工事発注に関する議案を上程してまいります。議員各位には、事業の進捗状況について随時ご説明申し上げてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の議案は、平成26年度一般会計補正予算（第3号）、平成27年度一般会計予算の2件を上程しております。よろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

なお、例月出納検査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、安藤多恵子議員、守谷浩一議員を指名いたします。

次に、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合

長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。周辺環境整備事業についての繰越明許費及び都市公園整備事業の地方債補正についてでございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、議案第2号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計予算でございます。平成27年度当初予算につきましては、新ごみ処理施設の設計・建設に伴う費用が増加することから、構成三市の依然として厳しい財政状況を踏まえ、当組合としても今まで以上に無駄を排除し、限られた財源で効果的に取り組むという視点で編成してまいりました。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億9,093万1,000円とするもので、前年度比50.6%、17億7,703万2,000円の増額となります。議案の詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます、一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（伊田雅彦君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第3 議案第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長（清水孝之君） それでは、議案第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。第1条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表 繰越明許費によるものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表 地方債補正によるものでございます。

2ページをお開きください。第1表 繰越明許費でございます。5款土木費1項都市計画費、周辺環境整備事業は、用地交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。翌年度繰越額は1億9,259万8,000円でございます。

第2表 地方債補正 変更でございますが、これは、周辺環境整備事業に伴い、借り入れ予定の都市公園整備事業債について、翌年度に繰り越して借り入れをするため、記載の方法を変更するものでございます。記載の方法欄の文言を「証書借入又は証券発行。」の後に「なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。」という文言を加えるものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） それでは、土木費の繰越明許についてお伺いをしたいと思います。これは周辺環境整備事業として1億9,259万8,000円を来年度に繰り越すものでありますけれども、内訳で申しますと、用地費が約1億500万円、補償、補填及び賠償金で8,608万円というふうに聞き及んでおります。ここの対象となる用地の面積が約1,500平米ということですから、単純に用地費で割り返しますと、平米当たり6万6,000円ほどということになります。

まずお伺いしたいのは、この地域は恐らく市街化調整区域ではないかなというふうに思うんですが、市街化調整区域であるのかどうなのかという点が1点です。市街化調整区域であったとすると、この6万6,000円、これは予算上ですので、実際の契約がどのぐらいになるかということになるんですが、これが高いのか低いのかということを判断する上では、恐らく売買に当たって不動産の鑑定評価というのを事前にとられていると思いますので、不動産鑑定での評価額は幾らと出ていたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） まず1点目の市街化調整区域かということでございます

が、こちらの場所は市街化調整区域でございます。

2点目の不動産鑑定額はということでございますが、現在この2軒と、地権者のほうと用地交渉中でございますので、鑑定額につきましては、ちょっとご答弁のほうは控えさせていただければと考えております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） わかりました。市街化調整区域ということですが、ざっくりとした感覚で言いますと、調整区域で平米当たり6万6,000円というのは、予算上の話ではありますけれども、結構高い額かなというのは思います。具体的な判断をする上で高いのか低いのかというところでは、不動産鑑定士による土地の評価というのが行われていると思うので、それをお聞きしたんですが、現在契約の交渉中であるということではなかなか公表できないという話なんですけど、恐らくこれはもう既に予算が執行されて、不動産鑑定評価に関しては行政文書として行政側が取得しているものであると思いますので、情報公開の対象になるものだと思います。もしこれが公表できないとするならば、情報公開条例のどの規定に基づいて公表できないのか、その点をお伺いしたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） 現在2軒と用地交渉中のため、先ほど申しましたとおり、不動産鑑定額は、ちょっと今のところ差しさわりがございますので、できないということでご回答させていただきました。

また、その中で、情報公開条例の中のどこの部分の規定によって公表できないのかということでございます。申し訳ございませんが、ちょっと私のほうが不勉強なため、その条文を今持ち合わせてございませんので、申し上げることができません。申し訳ございません。失礼いたします。

◎議長（伊田雅彦君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 恐らく情報公開条例の中では非公開情報には当たらないと思います。どの条文を見ても、これを非公開とする理由は見当たらないというふうに思いますので、議会の場で審議をするに当たっては、やっぱり適切な公表を努めていただきたい。非常に残念であります。

今、組合長が手を挙げられていますけれども、最後に1点だけお聞きをしておきますが、ということは、契約締結後に関してはこのことを公表するつもりはあ

るのか、その点をお聞きしておきます。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 私も不動産鑑定をとりますと基本的に価格は持っているわけですが、これ以上で買うことはできません。それ以内でありますから、当然そういった部分では予算がある程度、用地費1億数百万円となっておりますけれども、それ以内におさめていくということでございます。それは理解をさせていただいて、当然不動産鑑定以上では買えませんから、それは監査請求があった段階ではとんでもないことになりますので、そういった関係の中で、それを限度として、今、沖永議員さんが言った平米6万6,000円をマックスという考え方で考えられればオーケーだと思いますけれども、その状況でお話をしていると。

契約の段階で、もしも契約が成り立ったとき、それについてはちゃんと決算等もございますし、あるいは公表できる部分については公表していくという形であります。そういった部分では、今微妙な点で2軒の方と調整をしておりますので、もう少し時間をいただいた中で、公表できるのではないかとこのように思っています。一応私が言えることは、鑑定以上の額で買うことはあり得ないというふうにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）



◎議長（伊田雅彦君） 挙手全員です。よって議案第1号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4 議案第2号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） それでは、議案第2号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計予算でございますが、ご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧いただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億9,093万1,000円と定めるものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

4、5ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算、1. 歳入でございます。1款分担金及び負担金は対前年度比2.0%増の26億7,566万円、2款使用料及び手数料は対前年度比13.9%増の4億5,637万円、3款国庫支出金は対前年度比1万3,249.9%増の8億8,616万8,000円、4款県支出金は対前年度比454.5%増の6,820万円、5款繰越金は対前年度比40.0%増の3億5,000万円、6款諸収入は対前年度比6.9%増の93万3,000円、7款組合債は対前年度比288.7%増の8億5,360万円でございます。歳入合計は対前年度比50.6%増の52億9,093万1,000円でございます。

次に、2. 歳出でございます。1款議会費は対前年度比0.1%減の120万9,000

円、2款総務費は対前年度比13.5%減の3億7,664万円、3款民生費は対前年度比2.3%増の2,135万2,000円、4款衛生費はごみ処理施設建設費を新たに設定し、対前年度比71.7%増の44億3,414万9,000円でございます。5款土木費は対前年度比5.2%減の1億8,307万5,000円、6款教育費は対前年度比2.7%減の1億2,644万円、7款公債費は対前年度比2.4%減の1億3,806万6,000円、8款予備費は前年度と同額の1,000万円でございます。歳出合計は対前年度比50.6%増の52億9,093万1,000円でございます。

6ページをご覧ください。第2表 債務負担行為でございますが、高座清掃施設組合温水プール・本郷老人福祉センター指定管理に係る協定の期間は平成28年度から平成32年度、限度額は7億4,102万円、工業薬品購入の期間は平成28年度、限度額は509万5,000円、燃料購入の期間は平成28年度、限度額は198万8,000円、分析業務の期間は平成28年度、限度額は26万6,000円、機器校正業務の期間は平成28年度、限度額は10万1,000円、処理困難物処分業務の期間は平成28年度から平成30年度、限度額は4,551万8,000円、不燃物選別作業の期間は平成28年度から平成30年度、限度額は355万8,000円、施工監理業務はごみ処理施設建設工事に係る設計・施工監理委託でございます。期間は平成28年度から平成30年度、限度額は2億2,045万7,000円、ごみ処理施設整備・運営事業の期間は平成28年度から平成50年度、限度額は428億7,314万円でございます。

7ページに移りまして、第3表 地方債でございますが、ごみ処理施設建設工事の限度額は7億7,620万円、(仮称)本郷公園整備事業の限度額が7,740万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。限度額の合計は8億5,360万円でございます。

次に、9ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入でございますので省略をさせていただきます。

10、11ページをご覧ください。歳出でございます。歳出合計の財源内訳で説明をさせていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が8億8,616万8,000円、県支出金が6,820万円、地方債が8億5,360万円、その他が4億5,690万5,000円、一般財源は30億2,605万8,000円でございます。

14、15ページをご覧ください。2.歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金1節運営費分担金は20億8,058万9,000円でございます。

内訳は、綾瀬市が構成比28%の5億8,955万7,000円、海老名市が構成比34%の7億825万9,000円、座間市が構成比38%の7億8,277万3,000円でございます。2節建設費分担金は5億3,932万4,000円で、内訳は、綾瀬市が構成比29%の1億5,556万8,000円、海老名市が構成比36%の1億9,315万1,000円、座間市が構成比35%の1億9,060万5,000円でございます。3節人件費分担金は、施設整備計画等に伴い、構成市から1名ずつ派遣される職員の人件費でございます。各市派遣職員の人件費相当額に応じて、綾瀬市1,000万円、海老名市1,400万円、座間市1,000万円の3,400万円でございます。4節周辺環境整備費分担金は都市公園整備費2,174万7,000円となり、各市724万9,000円でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料は電気自動検針通信端末装置電気使用料及び電柱設置に伴う土地使用料3万7,000円、2目民生使用料は本郷老人福祉センターの自動販売機設置による行政財産使用料4,000円、3目教育使用料は高座清掃施設組合屋内温水プールの自動販売機等の設置による行政財産使用料49万9,000円、1項使用料合計は54万円でございます。

2項手数料1目衛生手数料4億5,583万円は、キロ単価25円による事業系一般廃棄物処理手数料でございます。衛生手数料が増額となりました主な理由は、近年、事業系一般廃棄物処理搬入量が増加傾向にあり、実績により増額を見込んだためでございます。

16、17ページをご覧ください。3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金1億5,390万円は、ごみ処理施設建設事業に伴う造成費に係る補助金でございます。2目土木費国庫補助金は9,216万8,000円で、周辺環境整備事業に伴う用地購入等に係る補助金でございます。3目交付金6億4,010万円は、ごみ処理施設建設事業に伴う建設費及び特別高圧送電線引込に伴う鉄塔設置負担金に係る交付金でございます。

4款県支出金1項県補助金1目衛生費県補助金6,820万円は、ごみ処理施設建設事業に係る県補助金でございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金3億5,000万円は純繰越金でございます。

18、19ページでございます。6款諸収入1項組合預金利子1目組合預金利子22万9,000円は運用に伴う預金利子で、2項雑入1目雑入70万4,000円は、廃品売上代、雇用保険被保険者負担金等でございます。

7款組合債1項組合債1目衛生債が7億7,620万円で、ごみ処理施設建設工事に伴う起債でございます。2目土木債7,740万円は（仮称）本郷公園整備事業に伴う起債でございます。

次に、3.歳出でございます。22、23ページをごらんください。1款議会費1項議会費1目組合議会費120万9,000円は、組合議会議員の報酬、議会開催時の速記事務、視察経費等でございます。

24、25ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億3,492万4,000円は、特別職と一般職など総務課職員等の人件費関係経費、臨時職員の賃金、最終処分場等の借地料、26、27ページに移りまして、固定資産税相当額等に係る海老名市への交付金が主なものでございます。2目財政管理費3,865万9,000円は、事務用消耗品、事務棟清掃、警備業務、電算機借料が主なものでございます。3目企画費は294万5,000円で、最終処分場跡地利用に関する調査、ごみ処理施設更新に伴う跡地等利用基本計画及び生活環境影響調査に係る委託料が主なものでございます。

28、29ページをご覧ください。2項監査委員費1目監査委員費は11万2,000円、監査委員への報酬が主なものでございます。

30、31ページをご覧ください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費2,135万2,000円は本郷老人福祉センターに係る経費で、指定管理料が主なものでございます。

32、33ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費7億260万7,000円は、施設課職員等の人件費関係経費、作業用被服等の消耗品費及び電気、水道などの光熱水費の需用費、電気保安業務などの委託料、下水道使用料が主なものでございます。2目塵芥処理費15億4,327万6,000円は、ごみ処理施設等の公害防止薬品購入、施設の維持管理に伴う施設修繕などの需用費、34、35ページでございますが、焼却灰等熔融処理に伴う一般廃棄物処理、廃乾電池処理に伴う処理困難物処分、焼却灰等運搬積替業務等の委託料が主なものでございます。3目し尿処理費3,944万9,000円は、し尿処理施設に係る経費で、瑕疵担保期間の運転管理に伴う維持管理業務が主なものでございます。4目ごみ処理施設建設費21億4,881万7,000円は、次期ごみ処理施設の建設工事、それに伴う施工監理業務及び特別高圧送電線引込に伴う鉄塔設置負担金が主なものでございます。し尿処

理施設建設費は、平成24年度から平成26年度にかけて実施した施設の建設、旧施設の解体及び撤去が完了したため、目を廃止してございます。

36、37ページをご覧ください。5款土木費1億8,307万5,000円は、組合周辺環境整備に伴い都市公園を整備するための用地面積測量、補償費算定、基本設計等に係る委託料、購入用地の整備工事費、用地購入に伴う用地代及び建物補償金を計上いたしました。

38、39ページをご覧ください。6款教育費1項保健体育費1目体育施設費1億2,644万円は、空調設備、給排水設備等の施設修繕、指定管理料が主なもので、屋内温水プールに係る経費でございます。

40、41ページをご覧ください。7款公債費1項公債費1目元金1億3,285万円は、ダイオキシン類分解除去設置工事や散気管改修工事などの既存施設の大規模改修に伴う借り入れの償還3件、し尿処理施設の更新に伴う借り入れの償還3件、周辺環境整備事業に係る借り入れの償還1件に係る償還元金でございます。2目利子521万6,000円は元金に係る利子の償還が主なものでございます。

42、43ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費1,000万円は前年度と同額でございます。

44ページから49ページまでは給与費明細書、50、51ページは継続費についての調書、52、53ページは債務負担行為に関する調書、54、55ページは地方債の現在高の見込みに関する調書、57ページ以降は分担金の分賦内容と運営費、建設費及び周辺環境整備に係る分担金明細書を記載してございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。山口良樹議員。

◎（山口良樹君） 私のほうから、平成27年度予算について若干お尋ねをさせていただきますと思います。予算書のページ数からいきますと33ページの施設修繕費7億5,100万円余の予算計上について若干お尋ねをしたいと思います。

私は、平成19年に議員当選して以来、高座清掃施設組合の議員を兼ねながらやってまいりましたが、その都度、予算編成時、あるいは決算時になりますと、このかかる修繕費が余りにも巨額であると。また同時に、それが随意契約で行われ

ているという実態に対してご質問をし、また、その善処をお願いしてきたものでございます。今回、きょうの全協の報告にもありますように、あと3年有余で新しい施設を建設することが目前に迫っている。そういう中で、老朽化した施設でありますから、地域の環境対策、そしてまた安全対策上、老朽化した部品等についての交換、あるいは施設修繕というのは必要不可欠であるという考え方は私も同感であります。しかし、今回の7億5,000万円以上の予算計上につきましては、前々から申し上げているとおり、これは適正に積み上げた金額であるのかどうか、それが私にとってはどうしても理解できないということで、先般行われた本議会に対する事前説明会の席上においても、問題を提起させていただいた次第であります。

今回、この質問に当たりまして、事務局のほうにお尋ねをいたしました。過去5年間、この施設修繕経費というのはどれぐらいの予算をし、そしてまた決算をしてきたのかという質問をさせていただきまして、その資料も提供していただきました。今回それを精査させていただきますと、平成22年度決算額でいきますと9億1,800万円余、平成23年度が8億8,300万円、平成24年度が8億2,000万円、平成25年度は10億円を超えて10億1,200万円、そして平成26年度は、まだ決算は見込みでありますけれども、8億7,500万円という決算実態でございます。そうしますと、この5年間に現施設の施設修繕に充てた金額は45億円に上っているというような巨額な施設修繕について、前々から私はいかなるものかと。随意契約でやるということは本来あり得ないということも再三繰り返してまいりました。

何年かブランクもありましたので、その間、こうした問題については、事前説明会の中で、議会では質問しないけれども、やはり毎年毎年かかる修繕費が巨額だ、そしてまた随契だということは問題ですよということで善処を促したつもりではありますけれども、いまだにその説明がなされていないということで、今回少しシビアにお尋ねをさせていただきたいと思っております。

そもそも、この施設修繕費の予算というのは、いつ、どこで、どなたが、まずこれを決めていらっしゃるのか。施設修繕費をどのように計画立てていらっしゃるのか。その年次計画というのは実際にどのようなになっているのか。第1回目の質問とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） まず、焼却施設の主要な目的の1つは廃棄物の無害化、安定化であり、もう1つは減容化、減量化であります。施設を構成する設備は高温多湿で、腐食性雰囲気曝露され、また、機械的な運動により磨耗しやすい状況下において稼働することが多いため、ほかの上下水道などの都市施設と比較しますと性能低下や磨耗の進行が早く、施設全体として耐用年数が短くなります。このため、日常の適正な運転管理と、毎年の適切な定期点検整備補修を実施することにより、施設の延命を図っております。第2清掃処理場焼却炉ですが、150 t 炉、200 t 炉及び両炉共通で設置されている設備はおおよそ1,700点上り、これらの設備を構成している機器及び電気機器の点検や消耗部品の交換並びに補修を毎年または周期的な頻度で行っております。

財政支出の節減や平準化を考慮して補修項目の選定をしておりますが、それでも多額な費用がかかります。しかしながら、適正な価格を担保するため、積算は、国土交通省の公共建築工事標準単価積算基準や、社団法人全国都市清掃会議において作成した廃棄物処理施設点検補修工事積算要領等を参考にし、独自の積算基準を作成し、算出しております。また、標準的な資材単価については建設物価や積算資料の安価なほうを採用価格として用い、労務単価については公共工事設計労務単価や設計業務委託等技術単価を使用しております。なお、焼却施設の特異性からの部品や製品の採用価格などについては、過去のデータや見積もり価格に一定の率を乗じて採用しておりますので、私どもとしては、積算については適正だと思っております。以上でございます。

◎（山口良樹君） いや、そうじゃなくて、誰が決めたのかと。どなたが予算を決められて、年次計画はどのように、誰がつくられているのかを伺ったんです。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） これは平成19年度から東京都環境公社の技術支援を受けまして、設計書、あと補修内容が適正であるか、また、我々が推奨しているもの、これを一応平成30年までの予想をしまして、その当該年度の間点検等を行い、現場に入って確認を職員で実施しております。その結果によって高温腐食があったものについては当該年度に整備しなければならないので、当組合の職員、環境公社の技術支援などによって決定しております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 山口良樹議員。

◎（山口良樹君） わずかな職員の数で、2交代でやられている職員さんの中で、これだけ巨額に上る予算を積み上げていくということは、かなり大きな負担だと思うんですね。私、なぜこれをこだわってお伺いしているかといいますと、要するに、これだけの修繕費を計上するに当たっては、恐らく既存の施設のプラントメーカーさんのほうから定期的に点検を受けていると思います。その点検の中で、この部品が老朽化をしております、あるいはこのかかる施設がもう修繕をしないと安全を担保できませんと、そのような指導が入って、事務組合の方がそれに準じた事業計画を立てて積み上げたのが今回の7億5,000万円余の金額になっているというふうに私は認識しております。恐らくそういうことで間違いないと思います。私の認識に間違いがあるのであれば、後ほど指摘していただければと思います。

今施設課長さんがおっしゃったように、こういう大型の焼却施設というのは、高温多湿、そしてまた、いろんな意味でトラブルが発生しやすい施設でありますから、かかる安全対策、そして環境対策に向けて、こうした施設に対するメンテナンスは大事だと思います。ですから、それを最低限担保していただきながらも、やはり適正な施設修繕というのは事業化していただかなければいけないわけでありまして。

小田原市で行っている施設でも、やはり定期的な点検をし、そしてまた施設修繕をしておりますけれども、もちろん随意契約ではありません、一般競争入札です。それでも年間1億3,000万円余の金額で十分施設修繕を賄っているということでもあります。また、お隣の藤沢市においても、石名坂というところに施設がございますが、ここでもやはり年間の修繕費というのは5,000万円ぐらいかかっているそうです。そしてまた、機械のオーバーホール代として8,500万円ぐらいかかっているということでもあります。ですから足しても1億5,000万円にも満たないんです。私は今回、質問するに当たって、そういうことも实际的に調査させていただきました。

そしてまた、今回、どうしてこんなにお金がかかるんだと、どういうことでこれだけ巨額なのかということで、具体的な例を1つピックアップしてお尋ねしたいと思うんですが、第2清掃処理場の受け入れ供給設備というのがございまして、これが毎年毎年1億5,000万円から、多い時には2億5,100万円、2億5,100



万円というのは平成23年度でありますけれども、大体1億6,000万円からそのぐ  
らいの金額が計上されて決算されているんです。これは受け入れ供給設備のどん  
なところをどういう工事をしたのか、ぜひご説明いただけませんか。ど  
うしてそれが必要だったのか、それを誰が判断したのか、その辺のところもあわ  
せてお尋ねしたいと思います。

それから、今回この質問をさせていただいたときに、事務局のほうから具体的  
に、過去5年間に遡って、150 t 炉、200 t 炉のバグフィルターのろ布の交換とい  
うことで、例えば平成22年度は150 t 炉で490本、3,031万円とか、200 t 炉は672  
本で4,828万円だとか、そのバグフィルターのろ布が3年後の平成25年にも交換  
されているんですね。ここでは150 t 炉の490本については4,162万8,000円、200  
t 炉に至りましては672本で4,871万円、こういう決算でございましたけれども、  
そもそもバグフィルターのろ布というのは必ずしも随契でやらなければいけない  
ものなのか、これは一般競争入札には適さないのかどうか、その辺もあわせてお  
尋ねしたいと思います。2回目の質問とさせていただきます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長補佐。

◎施設課長補佐（守屋昌治君） 第2清掃処理場の受け入れ供給設備についての  
定期整備補修の内容ということでお尋ねいただきましたけれども、当組合の焼却  
炉は流動床式の焼却炉ということで、先ほどご案内いただきました小田原とかは  
ストーカー炉ということで、焼却炉に入れるものの自由度がかなり大きいのでご  
ざいますけれども、流動床式焼却炉は、入ってきたごみを15センチ角ぐらいに細  
かく砕いて、それで砂が踊っている炉の中に投入して、2秒から3秒ぐらいの間  
にほとんどの第1次燃焼を終わらせてしまうというようなものです。ストーカー  
ですと3段階ぐらいに分かれて、乾燥して燃焼して後燃焼みたいな形になってい  
たりしますけれども、その辺の乾燥と燃焼のところを砂の中で2～3秒で行うと  
いうことですので、細かくしなければならぬんですね。その部分で、先ほど課  
長が申し上げましたが、入ってくるごみというのは雑多なもの、水分が多いもの  
がございますので、その受け入れ供給のごみを前処理する施設のほうの整備補  
修ということになってございます。

具体的には、まず、ほぼ毎年度ですけれども、細かく砕く破砕機の刃の整備補  
修がございます。こちらのところで、前年度ですと8,500万円ぐらいのお金がか

かったというふうなことがございますけれども、その辺のものと、あと、この破碎機に入れるまでの間及び破碎機から出た後に、1度下まで下がったごみを焼却炉のほうまで、上まで運び込まなくてはいけないので、そういうコンベヤーの補修等もございます。コンベヤーの主務的なチェーン、そういうものの補修というのが2年に1遍ぐらいですか、かかっております。

もう1点お尋ねがございましたバグフィルターのろ布の交換ですけれども、平成22年度に150 t 炉及び200 t 炉のバグフィルターのろ布の交換を行いました。このバグフィルターは排ガスの中に含まれる煤塵を除去するためのもので、排ガスダイオキシン類の発生を低減させるためにはとても重要な設備となっております。ダイオキシン類測定自体を毎年度行っておりますので、その測定の結果及びバグフィルターの前と後の空気の圧力を常時測っておりますので、その圧力差等を勘案して、どの程度バグフィルターのろ布に損傷と言うのもおかしいですが、目詰まりが起こっているかというようなことをモニタリングしてございます。そういう意味で、当組合のバグフィルターについては、ろ布を5年間に1遍交換するというふうな目標で補修計画を立てているものでございますが、残念ながら今回の平成25年度につきましては、それが2年ほど前倒しになって交換というような形にしまいました。

このバグフィルターにつきましては、素材についてもメーカーの指定がございます。テフアイヤーという種類のバグフィルターを使いなさいというメーカーの指定がございまして、バグフィルター自体が、先ほど言いましたように、排ガス処理施設として焼却炉の中では安全・安心を保つための根幹的な施設になってございます。こちらを今随意契約を行っておりますプラントを建設したプラントメーカーの関連の補修会社で行っているわけですけれども、これ以外のところで行うことになると、投入から煙突から出る排ガスまでのところ全てを一体の請負で契約しているということで保証されているものが、ある部分、そういう根幹的な部分を切り分けてしまうと、そのメーカーからの保証というのは、1度こういうことで他のところを使ったものであればということで一体の保証がなくなってしまうことを私どもは懸念して、炉の定期点検整備補修の中で一体的に請負を発注しているものでございます。そういうものですので一般競争入札には適さないものと考え、特命随契でプラントメーカーに発注を行っております。以上

でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 山口良樹議員。

◎（山口良樹君） 今のご説明を聞いておりますと、やっぱりメーカーさんの言いなりなんです、全く言いなりなんです。例えば今、直近でお話しなされましたけれども、バグフィルターは、確かに今、第2清掃処理場で使っているバグフィルターはデュポン社製のテファイヤーということでありますけれども、デュポンというのは今東レに変わっておりますから、はっきり言って独占販売なんです。しかし、これは必ず東レのテファイヤーを使わなければいけないバグフィルターかと確認いたしました。私、確認したんですよ。そうしたら、別に構わないと。そういうことなんです。そこで、こういうことで毎年毎年決算しているんですけれども具体的な事例を挙げてお尋ねいたしましたら、どこのメーカーさんをとっても、それは倍値だねと言っていますよ。倍値、これを聞いたとき、私、愕然といたしましたよ。

確かにプラントメーカーさんは、前にも議論させていただきましたが、自分のメーカーのものを使っただけであれば絶対に安全です、事故も起こりませんと言っていますよ。しかし、過去、実際に事故は起きたんです。バグフィルターの事故は起きました。そういう流れの中で今回いろいろ検証してきますと、例えばバグフィルターのろ布の交換についても、やっぱり今回の高座は1本当たり8万円ということでもありますけれども、そのような高額なろ布を使わなくても十分対応できるということはメーカーさんもおっしゃっております。ですから、なぜそういうことを皆さんのお立場で1つ1つ検証していかないのかなというのが私は残念でならないんですね。

先ほどもこの受け入れ供給設備についてのご説明がありました。破砕するに当たって刃を替えなきゃいけないと。しかし、これは毎年毎年1億5,000万円近く計上しているということになりますと、毎年刃をかえなきゃいけないということですね。私は正直言って、それは新しい刃にこしたことはないでしょうよ。それは切れ味も、2年3年使ったものよりも毎年替えたほうがいいにこしたことはありません。しかし、やはり一般常識的な価値観の中で、十分これで対応できるというようなものについては、ある程度そこは考えながら予算執行していただきたいと、私はそういうふうに思っております。

今回私は、先ほど申し上げましたけれども、この直近5年間で約45億円からの施設修繕が随意契約で行われているというお話をさせていただきました。前の答弁では、やはりもう30年近くなって老朽化してきているから、毎年毎年それだけの修繕費がかかるんだよというふうなご答弁でもありましたから、じゃ、10年前はどのなの、20年前はどのなのということでデータをいただきました。平成17年、今から10年前は、やっぱり7億1,700万円から、随意契約で修繕費がかかっているんです。さらにその20年前は、やっぱり6億円近いお金がかかっているんです。ということになりますと、老朽化したから修繕費がかさんでいるというのは、ちょっと証拠としては不十分かなと私は思っております。

いずれにいたしましても、やっぱりごみを焼却するという、そしてまた、市民の皆さんの環境対策上も、これからいろいろ課題をはらんでおります。ずっと無料でいくか、ごみの処分費を無料でできるかどうかというのも、これからの時代、なかなか難しいと言われております。ごみの有料化も検討段階に入らなければいけない段階で、かかる経費の無駄というのは、やはり皆さんの行政努力で少しずつでも減らしていただきたいと、そういう思いでございます。私は今回、この7億5,000万円という巨額な修繕費が予算計上されたということは、これはもう看過できないと。この予算を認めてしまつては将来に大きな禍根を残すという思いから、この予算案に対して、私は賛成することが非常に難しいと今思っております。

以上、私の申し上げましたことを十分踏まえていただいて、今後の修繕費の対応についてはご検討いただきたいと思います。以上で終わります。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はありませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 4点お聞きします。まず、特別高圧の電気の関係で、ここの場合、本当に特別高圧が必要かというのが1点。

それから委託費のほうで、説明資料の25ページでダイオキシン類とか放射能測定であると。以前はこのあたりが、ダイオキシン類測定、アスベスト、空気環境調査とか放射能ということで、それぞれの金額が予算書に書いてあった。ところが、このごろは予算の説明の中に項目だけ書いてある。やっぱりこれは地域の人が一今、山口議員も質問されたんですけれども、以前、ダイオキシン類、また、バグフィルターが破れた場合も、かなり地域が心配される。ですからこのあたり

は、項目だけで幾らかかっているかわからないよりも、以前みたいにそれぞれの調査費用が—これは去年だったか、一昨年の予算書ですか、ちゃんとそれぞれの項目が予算書に書いてある。このあたりはやっぱり地域の対策のためにも、金額を明らかにする。項目だけだったら、極端に言うとも10円使っても項目になっちゃうものですから、やっぱりちゃんとどういう調査をやったということを明らかにしてほしいと。

それから、山口議員が質問されたのに関して、これは私、もう20数年前からこの問題を指摘してきたと。当時は、前も話したと思うんですけども、高座清掃施設組合議員になって、例規集を見せてくれと言ったら、高座の議員に例規集は見せられないということで、職員がロッカーを開けてくれなくて見せなかったという状況があった。その後、やっぱり議会で論議するのにどういうルールか知らないとだめだからということで、例規集はオープンになったという状況があるんですけども、当時からあったんですけども、やっぱり技術者を増やしていかないと、高座の職員が、今だったらIHIに言われるままになる。今、山口議員は時たま来るみたいな言い方をされたけれども、私の記憶では、石川島さんは、たしか常駐していたんじゃないかと。以前はたしかここに2人か3人が常駐していたんですけども、今は逆に常駐しなくなったのかどうか。

それから、組合の技術職員は、ぱっと見ると、課長補佐さんがもしかしたら化学の技術職員かなと思うんですけども、そのあたり、この4点をお聞きします。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） この維持管理費というのは、私が就任した当初、あるいは市議会議員のころから問題になっています。よって、先ほど山口議員さんも質問されておりましたけれども、そこでプラントの導入って難しいんです。1回導入すると、維持管理が高いから5年間違うプラントにできるかということ、できっこありません。何十年もやらないといけない。その部分を今回ほど—今まで通算ずうっとやってきました。高座清掃施設組合の炉は平成24年が耐用年数です。その中で延命措置をしていただいて、新しい炉に切りかえるという形の中で、どうやっていこうかということではいろんな専門家とやってきたつもりです。今までの見積もりも、10何年前には業者の話を聞いてしました。しかし、これも専門的

な一般社団法人環境何とかというところに相談をして、これは適正か適正じゃないかということをやってまいりました。

あるいはバグフィルターを入れた時も、膨大なお金がかかりましたけれども、ちゃんとプラント会社である石川島播磨の会社のほうに頼んで、ある程度予算がかかりますから、その辺の願いをし、今回バグフィルターが入りました。バグフィルターの交換が高い安いといろいろな議論がありますけれども、例えばの話、メーカーがIHI関係以外の業者だったら、これは高いかと言ったら、高いと言います。別の業者は、それは大抵言うでしょう。だけれども私どもは、IHIのこの方式を使っている以上、バグフィルターというのはダイオキシンの大切なものでありますから、これをほかの問題でもっと安くなるか、あるいはそれは山口議員が先ほど言いましたが、何でもいいんだということになればそうします。しかし、そこで問題は、メーカーとしてその部分が保証できるかできないかというのは大きな問題があります。これはちゃんとやっていきたいというふうに思っています。

それでもう1つは、先ほど他市の状況を言われましたけれども、先ほどの委託の問題でありますけれども、いわゆる常駐しているかしていないか、その問題というのは、私どもは委託費と需用費でやっています。今回そういった形の中で、石川島播磨重工が常駐をある程度しています。それは委託なのか需用費から出すのか、いろんな議論があります。よっていろんなことを考え出して、今回新しい炉の関係はDBOという形の中で、公設民営という方式をとりながら、どれだけ行政責任を負っていけるかということで考えているわけであります。今まで、数十年前に入れた時代と違いますので、そういった新しい方式になってきているという形でご理解をいただきたい。詳細につきましては事務局のほうから答弁させていただきたいと思えます。以上です。

◎議長（伊田雅彦君） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（鈴木 茂君） 当初予算の説明資料についてのお尋ねがございましたのでお答えさせていただきます。私どもは、今年度より書式を一部改正させていただきました。このようなものにさせていただきました。まとめ方について従来と変わってございますので、今後、前年度ともう1度再検討させていただいて、研究し直しまして、つくり方を変更させていただきたいと思えます。以上

です。

◎議長（伊田雅彦君） 参事。

◎専任参事（芳賀順一君） 最後の質問で、技術者が何名ほどいるかということで、多分お尋ねになった内容としては、化学を専攻している技術者という捉え方でよろしいでしょうか。これにつきましては、事務所でございますけれども、2名在籍しております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） 特別高圧の部分なんですが、予算書35ページの特高に絡む詳細調査料のことか、鉄塔の契約についてか、両方でしょうか。

◎（松本春男君） はい。

◎施設課長（小野沢直仁君） まず、35ページの予算の特別高圧送電線引込に伴う接続詳細調査料といいますのは、新ごみ処理施設の再生可能エネルギー、バイオマス発電をするために、発電した電力量について、電力会社より、買い取りをする場合、高圧にするべきか特別高圧にするべきか、電線路の技術検討をしなければならないので、これを東京電力に調査依頼するものです。

19節負担金の特別高圧送電線引込に伴う鉄塔設置負担金と申しますのは、工場で電力を購入する場合、電圧が少ない場合は6,000V、多く使う場合は6万Vの契約をいたします。それについて、今回、三菱重工環境・化学エンジニアリングの設備が、ここで決まりましたので、4月以降、設備容量について調査し、その判断基準は使用最大電力量が2,000kW以下か超えるかということで判断いたします。この2,000kWですが、各電力会社弾力供給というのがありまして、それを超えても特高にするべきものなのかは、電力会社の発電所に余裕がある場合など、3,000とか4,000kWまで可能ですよという判断が東京電力から詳細調査の後にどのようにいたしますかという回答を求められ、4,000kWまで高圧受電で構わないよと言った場合は、そのまま通常の電柱から引き込むことになると思います。その場合は、この負担金は不用額となります。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） まず予算書のほうは、課長補佐が言われたように、以前はダイオキシン、放射能と、幾らかけているかわかっていたと。今は項目だけなので、これはやっぱり地域の人たちが、高圧で事故がなければまだいいんですけれ

ども、いろいろ地域にご迷惑をかけているから、やっぱりそういう費用はぴしっと明確にしたほうが地域の合意も得やすいものですから、来年とか、今回の決算からでも結構なんですけれども、もとに戻して、それぞれダイオキシン、放射能、アスベストの調査費用は幾らと書いたほうがわかると思うので、お願いします。

それから、私はかかる費用をけちるという発想じゃないんですよ。必要なら必要でいいです。ただ、それを議会とか地域にもう少しわかるような親切さというのかな。要するに、まとめて7億円。時たま大まかに口頭では言われるけれども、それが本当に安いのか高いのか、私も専門家じゃないから分析はできない。しかし、例えば先ほどの石川島播磨の方が、私は2～3人が常駐している、他の方は時たま来るだろうと。そうすると、その人件費の見方もまず違う。そのあたりが議会とか地域の方にある程度わかるような項目。それでこれは本当に必要だということが判断できる。8億円必要だと言うのと一極端に言うと、3,000万円とか4,000万円の項目で大体どういうのが必要だという具体的な資料を出せば、これは必要、これは必要でない、素人なりにも判断できる。ところが、まとめてぼんと来ちゃうというふうになると、聞いていてわからない。

それともう1つは、化学の技術者が2人入っているというんだったら、例えばある程度直さなくてはいけないところの写真を撮って、議員たちに渡した上で、議会の前には状況の報告も受けると。そういう大きく必要なところの写真、この部分が必要ですよと言うのと、何かわからないけれども石川島播磨さんが言っているからこれだけ必要だと言うのでは私たちの認識も全然違うから、今後はやっぱり大がかりな見えないところ。一般的に見えるところだったらいいんですよ。ところが、あそこの施設というのは、職員の皆さんは完全装備すれば入れてくれるけれども、議員は、結局一番修理する現場は見せてくれない、写真もないという状況ですから、今後は、やっぱり必要なところは必要だと。私は、それはトラブルがあったら困ると。ただ、むちゃくちゃ高いなというのは20数年前から指摘はしているんですけれども、やっぱりわかるような内容を今後は研究していただきたいということで、お願いします。

それから、電気のほうはいいですね。じゃ、ちょっとそれをお願いします。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。



◎施設課長（小野沢直仁君） 現場写真とか、多分このぐらいの書類が9冊、10冊、1件につきましてございます。それが持ち込めませんので、以前設計も座間市の議員さんを対象に説明会を開きましたし、可能であれば、そのチョイス版を事前説明会等で今後検討して資料提供いたしますので、少しお時間をください。

◎議長（伊田雅彦君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 私、そういうのが全部どばっと来られても短時間では見られないから、大口のこういうところ、例えばここ3,000万円とかここ4,000万円とか、要するにイメージがわかるようなことをやっていただきたいと。

あと、一覧表の資料か何かでもう少し明細をと。やっぱり職員の人はわかっている、議員のほうはわからない、これは質疑してもお互いに不信感になっちゃう。状況がわかれば、これはどうなんだと、そのあたりを私は以前からわかるような資料をと。例えば技術者の問題でも、私が提案して東京のほうの専門家の人が加わったのは報告を受けました。加わって、何をどう言われてアドバイスがあったという結果を事務局が一組合長、副組合長もそうですけれども、要するにやったこと、東京のアドバイスを受けた、それがどう変わったか、報告をほとんどしてくれないんですよ。ただ入れただけではわからないので、そのあたりをお願いします。

あともう1つは化学の専門家、2人の人は若いからあれなんですけれども、やっぱりそのあたりが丁々発止業者とやれるように。以前も綾瀬のある部長さんがかなり化学の専門家だったと。業者のほうにもかなり指摘したりいろいろな中で、やっぱり高座の職員が、対等とは言わなくても多少は言えるような力関係。やっぱり若くても本当に必要なところを遠慮しないで言える、そこまでの育成を組合長や局長のほうで考えてくれるかどうかをお聞きします。いかがでしょうか。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） できるだけ職員については研修等もやらせておりますし、いろんな部門の資格とか、そういった部分を取らせるようにしています。今回いろいろわかりやすい資料という形で言われましたので、できることはやっていきたいというふうに思っています。

もう1点は、現実に修理箇所とかそういうのは、ちゃんと資料に写真添付とか

がされておるんですね。こちらの現場では、高座清掃施設組合としてはちゃんととっていると思います。そういった形にならないと直したか直さないかわかりませんので、それは事前事後でちゃんとやっていると思います。しかしながら、議員さんの中で高額な修繕の部分がわかりにくいという形がありますので、そういった部分については検討していきたいというふうに思います。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 大変活発な議論がされて、いいことだと思いますけれども、あわせてお伺いをさせていただきます。予算書の6ページの第2表 債務負担行為、この中でごみ処理施設整備・運営事業費として、平成28年度から平成50年度まで、428億7,314万円の債務負担行為が設定をされております。この債務負担行為、昨年のこの時期の第1回定例会において一旦債務負担行為が設定されておったわけですがけれども、契約の年度がずれたということで、改めて平成28年度からということで設定されたわけです。

残念ながら私、前回の債務負担行為が予算に計上された時に、この施設組合の議員ではありませんでしたので、DBO方式により建設と維持管理を一括して行っていくということに関して、どういう経過でこういうことになったのかというのを承知しておりません。そこで、議事録等で見てみたんですが、昨年の議会の中で組合長のほうが述べられているところですがけれども、どんな炉になろうが、委託できるものは全て委託していきたいと思います。そういう中身ですね。

「やっぱり行政責任がありますから、最終的にある程度の職員は確保すると思います。しかしながら、業務上の委託できるものは、やはりプラントという形の中では委託していきたい」というお話をされているのが議事録の中にありました。

ほかに全協等でもご説明があったのかもしれないので、そこら辺は承知をしていないんですが、私自身、率直に思ったのは、この段階でDBO方式を採用するということの方針として固めるというのは非常に大きな決定だというふうに思っています。ただ一方で、考えてみれば、議会のほうでどういうふうにそれに関与できるかといえば、債務負担行為を含んだ予算案を承認するかしないか、あるいは今後契約事案が提案されるでしょうから、その契約事案に賛成するか反対するかということぐらいしか、なかなかその決定に関して関与のプロセスはない。長

の執行権の範囲内であるというふうには理解されるんですが、非常に重要な問題であることは、私は言をまたないというふうに思います。

特に、誤解を恐れずに申し上げておこならば、私はP F IやこのD B O方式を一般論として否定しているわけではないです。民営化だからだめだという立場で私がいるわけではないということはお酌み取りをいただきたいと思うんですけれども、その上で、やはりこのD B O方式を直営ではなくて、こうした管理方式にしていくというところに関しては、それなりの理由と、もっと言えば、そのほうがより価値が高いということの判断根拠があるはずだと思いますので、その点をまずお伺いをしておきたいというふうに思います。

今ちょうど議論になっている問題も、このD B O方式と関係してくると思うんですね。私も、今お2人の方がおっしゃいましたけれども、修繕費の問題ということに関しては取り上げました。いろいろ確かに難しい問題がはらんでいることも重々承知をしております。ただ、今回のこの審査講評を見ますと、施設の設計・建設で今回採用されたほしグループのほうが162億円、運営の維持管理に関しては126億円という形になっていますよね。いわばこれまでの炉に関して言えば、2つの炉を建設してからの建設コストと修繕費等の維持管理を比べてみると、明らかにその後の修繕費のほうが相当高い状況にあると思います。もちろんこれは年代的な問題ですね。物価等の違いがあります、また、炉の形式の問題がありますので一概には比較できませんが、逆にD B O方式によってそういった維持管理の修繕費を抑えることができるというメリットもあるかもしれません。そういったところを考えていくと、今交わされている議論というのは、将来の施設組合の炉のあり方にとって重要な問題だと私は思いますので、改めてこのD B O方式について、なぜこういうことになったのかという説明を求めるとともに、もう1つは、例えば三菱重工のほしグループが今回の入札価格に提示した中の運営維持管理費、これが126億円でありますけれども、これはいわゆる今までの定期点検とか修繕とかにあった費用全てを含んでいるというふうに理解しているのか。今後契約をすることになるかと思うんですけれども。例えば何か新法ができて、施設的に新たに付加しなければいけないといったときに関してはまた予算は必要になってくるでしょうけれども、今の範囲内だったらオールインワンというか、これに全て入っているのか、その辺について具体的にお伺いをしたいと思

います。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には、今回の新しい炉の選定の関係で私どもが施設整備検討委員会の委員長等からお伺いしたのは、職員の対応について最初にまず聞かれました。私どもは、できる限り民間委託をお願いしたいという形でお話しさせていただいたというのはもう議会にもお話ししておりますけれども、そういった中では、基本的には民間でできるものは民間でやっていただくという形。しかしながら、それと並行して、行政責任を負うべきところはしっかりと負っていく、この役割分担が必要だろうというふうに思っています。

そういった中では、今回債務負担行為自体は428億7,000万円余りでありますけれども、これは上限の限度であります。今回は3つの方式があったと思います。厳密に言えば2つですかね。ストーカー炉と、いわゆるシャフト式だと思います。そういった場面では、ストーカー炉は、大体この辺の地域の施設で使用されております。東京あるいは、つい最近の秦野もそうだったと思いますけれども、一部職員がタッチできる部分は出ています。しかしながら、シャフト式となると相当専門的な観点が高いという形で、うちの高座清掃施設組合の職員が作業の段階でタッチができるかというのは、限定されているということも聞いておりました。今回ストーカー炉になったという形の中で、いわゆる三菱のほうの関係のプラントに決まりました。そういった部分では、今後、設計・建設については当然一括して発注していきたい。その中で運営については今後議論の余地が出てくると私は思っています。

そういった面では、基本は変わりません。できるだけ民間でできるものは民間でやっていただく形の中で考えておりますし、今後の協議、そういった部分は出てくるというふうに思っていますので、沖永議員が言われた、議会がタッチできるのはこの場面だと言いますけれども、冒頭私が挨拶で申し上げたとおり、今回20年、30年の関係が出てきます。そういった面では、ここが正念場の1年。機種が設定されても今後の1年が大切でありますので、逐次皆様方に報告し、あるいは協議するときは協議をしていきたいというふうに思っていますので、そういった面はご理解をいただきたいというふうに思います。そういう中で、DBOになった事業費の289億円の考え方については事務局から説明をさせていただきたい

と思います。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） まず、DBO方式選定の理由でございますけれども、こちらも施設整備検討委員会の中で議論をいただいて、いわゆる直営がいいのか、あるいは長期包括という格好で委託をするのがいいのかというふうなことで議論をいただく中で、ある程度の試算をお示しして、DBO方式が適当だろうという方向性をいただいたところでございます。

それから、運営の費用でございます。20年間、基本的には修繕費等、今使っているものは基本的に含まれるというふうにご理解いただいて結構です。ただ、議員さんもおっしゃった法律の問題、それから大きい社会情勢の変化、こういったものについては請負の事業所と相談をするというふうな余地はあるのかなというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） わかりました。今、組合長のほうからお話をされていたことというのは、去年の議会の時の組合長の発言とほぼ変わらないことになっているんですが、私がお聞きしたかったのは、こういうDBO方式やPFIの方式を採用する場合に、やはり重要なのは手続の問題だというふうに思うわけなんです。

そこで、今お話がなかったのを改めてお聞きしたいんですが、これは神奈川県の方で、PFIに関して採用する場合の指針を設定しております。その中で、もちろん重要なこととして、これは別に神奈川県だけではなくて、いわゆる国土交通省だとか総務省なんかもあわせてそうなんですけれども、いわゆるVFMというやつですね。直営でやるのと、実際にPFI方式を採用した場合と、どのぐらい価値が大きいのかということと比較検討して、そのことを公表した後に、いわゆるVFM評価を行った上で入札公告を行いなさいというような形になっているんですが、この高座清掃施設組合の場合に関しては、そういうVFMの検討というのは行われ、あるいは公表がされているのかどうかということをあわせてお聞きをしておきたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） バリュース・フォー・マネーの計算、試算でございますが、まず1回目は基本計画策定時に公表いたしました。2回目は7月23日の

特定事業の選定というような時に公表しまして、最後、管理者が決定の時点で、これは公共よりサービスがいい、価格が有利だということで決裁を得まして、4月1日には市民の皆さんに公表する予定なので、試算は行っております。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） ありがとうございます。すみません、私自身がその基本計画書のほうに関してはよく見ていなかったので申し訳ありませんが、やっぱりそのところを十分に説明していくということが大事なんじゃないかなというふうに、今の議論を聞いていて思いました。

あと、今組合長がおっしゃっていた点でいうと、ニュアンス的なものになるんですが、いわゆるガス化溶融炉、シャフト式を採用した場合に関しては、要するに運転に関して専門的な技術が必要なのでということからすると、このDBO方式を採用していくところの1つの要因にもなっていたのかなというふうに思います。結果的にはストーカー炉という形になったわけですが、その部分で職員体制というか、直営の部分等に関して若干余地があるのではないかなというようなニュアンスの話でありましたけれども、結構その職員の問題というのは、今後のあり方を考えていく上で非常にセンシティブな問題だと思いますので、今後、ストーカー炉として決定をして、もう1度実際のDBO方式に関してどのぐらいまでの価値があるのかということの比較検討できるようなものを、議会並びに高座の構成三市の市民の皆さんにわかるような形でご提示いただきたいということ要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はありませんか。松本正幸議員。

◎（松本正幸君） 1点質問をしたいと思います。予算書の15ページで、人件費分担金で3,400万円計上されていますけれども、綾瀬市の場合は1,000万円、座間市の場合は1,000万円、海老名市の場合は1,400万円ですけれども、この理由を説明していただければと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） 人件費分担金の3,400万円の理由ということでございます。こちらのほうは、施設整備計画等に伴いまして、構成市さんから1名ずつ派遣されている職員の人件費ということでご説明をさせていただいたと思います。

実際に、綾瀬市さん、座間市さんが1,000万円、海老名市が今年度から1,400万円という形で計上させていただきました。こちらにつきましては、派遣職員さんの実際の実費にかかります部分を予算計上させていただいたということでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 松本正幸議員。

◎（松本正幸君） ということは、三市から派遣ということではないんですか。そういう捉え方でいいんですか。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） 実際にかかる給与費の部分を見込んで予算計上させていただいたということでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はありませんか。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） まず、今の松本議員の質疑に関連して伺いますが、これまで1,000万円だったものが一気に400万円上がったという理解なんですか。

その点についてまず伺うんですが、それ以外に、先ほども予算説明資料について、今回表記を変えましたが再検討するというやりとりがありました。それで施設修繕のところは、予算説明資料では26ページや27ページにあるんですね。予算書33ページの4款1項2目の塵芥処理費の15億4,300万円以上の中の施設修繕費が7億5,150万5,000円であります。これの内訳というのは、例えば第2清掃処理場では6億9,800万円余と。平成26年度予算の時は、細かくそれぞれの項目が幾ら幾らと予算計上されていまして、私の計算ですと8億409万円余ということになっていまして、これは下がっております。同様に見ていきますと、粗大ごみ処理施設費の場合は、修繕料1,859万7,600円ということで、これも平成26年度の時の予算では1,930万円余でしたから下がっている。しかし、排水処理施設のところは、757万800円ということなんですが、平成26年度予算の時には計算で664万円になりましたので、ここは上がっているの理由を伺いたいと思います。

あわせて焼却灰の積み替え保管施設については1,653万4,800円というふうになっているんですけども、前年度、1,537万円余でしたので、これも上がっているの理由を伺いたいと思います。

それから、予算書35ページの一般廃棄物処理についてですが、全体で6億8,815万7,000円の委託料のうち、一般廃棄物処理では5億8,038万2,000円となっ

ております。このうち焼却灰の溶融には、予算説明資料によりますと、5億1,089万4,000円というふうにあります。平成26年度の際は4億5,014万4,000円というふうになっておりました。この増加についても理由を伺いたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） まず400万円の点でございますが、こちらの分につきましては、今年度の部分でちょっと差額が出まして、この分を含んだ形で平成27年度にちょっと予算化をさせていただいたということで、200万円、今年度分の不足分を翌年度の分として見込んで、1,400万円という形にさせていただいたところでございます。平成25年度については1,000万円のままでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長補佐。

◎施設課長補佐（守屋昌治君） 委託料の溶融処理の関係についてご回答申し上げます。溶融処理につきましては、前年度まで、これはちょっと遡るような話になってしまいうんですけれども、東日本大震災に伴って、原子力発電所事故の影響によって、焼却灰のエコセメント化を委託していました市原エコセメントが平成25年3月に長期休業体制というのを発表しまして、事業を一時断念されております。高座清掃施設組合は、平成24年度、25年度までエコセメント化ということで、焼却灰1,000 tを市原エコセメントのほうに委託するような形で計上してございました。平成25年3月でございますので、もう平成25年度の予算も整ってしまうような時期でございました。しかしながら、処理委託先の減少で、ほかの溶融業者の事故等によって、市原エコセメント同様に操業停止とか受け入れ量の減少等の事態が生じた場合には、当組合の排出焼却灰全量の処理ができなくなるリスクを避けるために、新たにポルトランドセメント化による焼却灰受け入れ企業を平成25年度から探してまいりましたが、焼却灰に含まれる放射性物質の濃度が、高座のほうの焼却の主灰と飛灰でございますけれども、そちらのほうの濃度がクリアランスレベルの1 kg当たり100Bqを超過していたために、引き受け企業がございませんでした。そのため、平成27年度予算ではセメント化1,000 tの計上を取りやめて、中央電気工業及びメルテックにそれぞれ500 tずつ増量して溶融処理を委託するように計上いたしました。これに伴いまして、トン当たりの単価で比較しますと、平成26年度の予算の単価でございますけれども、セメン



ト化よりも、トン当たり、中央電気工業が約8,400円、メルテックが約3,900円ほど安価にというような形になってございましたが、平成27年度は溶融各社ともに単価の値上げが見込まれてございまして、9,500 tの溶融処理委託料としましては135万円程度の増加で計上という形になってございます。

あともう1点が、施設修繕料の内訳でございました。排水処理施設の施設修繕料の金額の推移ということでございます。排水処理施設の定期整備補修の金額の推移ということで、昨年度よりも今年度のほうが金額が高くなっているというようなご指摘でございましたけれども、こちらは排水の中の汚泥分を濃縮するシクナーという施設設備の補修の項目の金額が、およそ50万円ほどなんですけれども、上がっていることによりまして、施設修繕料がプラスになっているというような形でございます。灰積み替え所は少し減少しているのでもございますが、こちらにつきましては、前年度行っておりました環境集塵機の整備補修でございまして、エアライン清浄空気供給設備の補修等の項目が一段落しまして、金額が落ちたことによるものでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） どうもありがとうございます。平成26年度の予算の時には、今言われたシクナーの点検整備補修が133万4,000円など、予算説明資料に施設修繕の内訳が細かく載っていましたので、せつかくですので、その項目と金額をお示しいただければと思います。先ほど50万円ほどそこは上がっているという話はありませんが、他の項目も増減があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長補佐。

◎施設課長補佐（守屋昌治君） お答えいたします。排水処理施設定期整備補修ですが、まず、ろ過機の整備補修、こちらが平成26年度139万3,000円が平成27年度予算計上額が137万3,400円。7 mのコアグレーター整備補修、こちらが平成26年度391万3,000円であったものが381万1,000円となっております。先ほど申し上げましたシクナーの整備補修でございまして、平成26年度133万4,000円が平成27年度で186万4,000円となっております。合計ですけれども、平成26年度が664万円であったものが平成27年度704万8,400円という形でございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） 3点ほどお聞きします。1点目は予算書15ページの手数料のところの事業系一般廃棄物処理手数料、ここで2点ほどお聞きしますが、ここで出ている、また説明資料などもあわせてですが、金額も搬入量も、今年度、2014年度の予算の121.5%というふうになっているわけですが、その前の年、2013年度から2014年度の伸びとしては111.1%ということなので、今回の予算においてはさらなる大幅な増加を想定しているということがわかります。勉強会でお聞きしたときは、こうした伸びというのは、その前の年、2013年度から2014年度の伸びを114.3%として三市それぞれに乗じているというお話でしたけれども、この前の2013年度の決算を見ますと、その同じ114.3%、三市ではそうなんです、市によってそれぞれ伸び率というのが違ってまして、座間市でいえば156%、綾瀬市では105.2%、海老名市では103.6%というふうにそれぞれ違ってきます。そうしたことからまず1点目を伺うんですが、今回の2015年度の予算においても、各市の事業系の搬入量の想定にこれだけの差があるということであれば、その差をもったの想定を伺いたいと思います。どれほどの伸びを想定しているのか伺います。

そして2点目に、この関連なんです、事業系のごみは、これは説明の時もありましたが、キロ25円を掛けてということで金額想定が出ているという話ですが、こうした事業系のごみが増える対策として、各市においてももちろん資源化や減量化というような働きかけはもちろん必要なことだと思いますが、同時に、これまで私もこの場で何回かお尋ねした処理手数料の検討も必要かと思っていて、その処理コストの算出方法について伺いたいんです。それには公債費も含まれた形も出ていますけれども、実際のところ、この清掃施設の全ての建設費や施設維持管理費も入ったの計算であるのかどうかを伺いたいと思います。

3点目はこれとは違うことなんです、今回ごみ処理施設の建設工事ということで、どんどん進んでいくということですが、今年度の2014年度予算の時に、この新焼却炉を造るに当たっての各市の市民の方への広報として、それぞれの市で広報を使って広報されるというお話があったかと思うんですが、座間市ではどうもなかったようにも捉えているんですけれども、新年度に当たって、これからの新焼却炉についての情報を各市の市民の方にどのようにお伝えしていくの

か、伺いたいと思います。

◎議長（伊田雅彦君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 事業系のごみの関係の想定については事務局からお話しします。いわゆる事業系のごみの処理手数料、キロ当たり25円、いわゆる2万5,000円でございますけれども、これを施設の根拠で全部やっていくとどうなるかということ、物すごい額になると思います。そうしますと、やっぱり近隣の関係も出てきます。やっぱり三市から出されたごみは三市で請け負っていくというのが基本でありますから、そういった部分の中では、ごみの手数料適正化というのは、今後、一般の家庭の有料化はどうなのかという問題も出てきます。どこまで含めて有料化か。それも私どもは各市で一高座の関係でありますけれども、高座はやっぱり三市でやっておりますので、三市の組合長、副組合長では、有料化するときは三市で合同でやろうねという話はしています。それをいつやるかというのは今後の問題でありますけれども、その時の基準はどういう基準であるかというのは、他市でもやっているわけありますから、それを厳密に調査をしていきたいというふうに思っています。そういった中では、事業系のごみはこの間若干上げて、キロ25円と上げましたので、今後そういった根拠というのは、それぞれ大体足並みは揃っていますけれども、余り高くすると不法投棄も多くなりますし、さまざまな問題が出てくる。しかし、施設が全てあれをやっていたら相当な額になってしまうだろうというふうに思っています。

広報の関係は、新焼却炉の関係がここで落札者が決定しました。新聞等マスコミで報じていきたいというふうに思いますし、2月の時には三市の広報に出させていただいて、海老名でこの高座の焼却炉の考え方で説明会を行いました。そういった部分では一歩進んでやっておりますし、今後、先ほど沖永議員さんが言われた方式の中でどういう役割があるか明確になる、いわゆる6月には議案提案しますので、当然そういった中では、皆さん方の広報、いわゆる三市の広報を通じてやるのか、高座独自で知らせるのか、いろいろな方法がございますけれども、しっかりと説明責任が果たせるような方式でやっていきたいというふうに思っています。1番目と2番目の補足があれば、担当から答弁させていただきたいと思っております。

◎議長（伊田雅彦君） 事務局長。

◎事務局長（加藤嘉之君） 搬入量のお話でございます。各市の搬入量というお話でございますけれども、私どもとしましては、私どもに入ってくる量、これを基本の数字として算出をしております。各市の増加状況については各市でそれぞれ検討されているのかなというふうに思います。

それから、コストの関係は施設課長からお答えします。

◎議長（伊田雅彦君） 施設課長。

◎施設課長（小野沢直仁君） 25円のコストの関係でございますが、高座に搬入されるものは粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみの区分ということですが、事業系の搬入は可燃ごみなので、可燃ごみにかかる経費で25円ということとなっております。決算書のコストについては、これは先ほど議員さんが言われたとおり、全部ほかの経費も塵芥処理費に含まれておりますので、その経費を含めるとキログラム30円とか31円程度になるのですが、あくまでも事業系の搬入業者は可燃ごみしか持ち込みませんので、それにかかわる経費と、それにかかわる人件費でございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 次長。

◎次長（清水孝之君） 3点目の各市への広報の問題なんですが、まず炉の更新につきまして、三市とも1月1日号に掲載していただくように、私どものほうからご依頼のほうをさせていただいたところでございます。また、海老名市におきましては、組合長ミーティングを開催するというところで、2月1日号に掲載させていただいたということでございます。また、今後、炉の建設に伴いまして、ある程度要所、要所において、三市のほうの広報担当に掲載のほうはまたご依頼をさせていただく予定でございます。一失礼いたしました。三市の市民を対象に組合長ミーティングを開催ということで、掲載させていただいたところでございます。以上でございます。

◎議長（伊田雅彦君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊田雅彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（伊田雅彦君） 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（伊田雅彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（伊田雅彦君） 挙手多数であります。よって議案第2号 平成27年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

(午後4時35分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成27年3月30日

高座清掃施設組合議会議長 伊田雅彦

高座清掃施設組合議会署名議員 安藤多恵子

高座清掃施設組合議会署名議員 守谷浩一